

# 平成29年度年間調整手続の案内

## 島津アリーナ京都(京都府立体育館)

### 1 年間調整の趣旨

島津アリーナ京都では、より多くの方に公平かつ効率的に使用していただくため、競技場の全面使用については、前年度に使用希望日の「仮使用申請書」を提出していただき、事前に大会等の「年間調整」を行い、使用日等の「仮決定」を行います。

### 2 年間調整の対象

平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで、第1競技場又は第2競技場の全面使用を希望される団体が対象となります。

### 3 年間調整の対象外とする日

別紙「平成29年度 島津アリーナ京都 使用予定表」に記載する日や時間区分については、年間調整の対象外となりますので、これらの日や時間区分を含む仮使用申請書は受理できません。

### 4 仮使用申請

#### (1) 申請期間

仮使用申請は、平成28年11月15日(火)から12月15日(木)までに島津アリーナ京都事務室あてに所定の用紙により申請をしてください。

なお、郵送では12月15日必着のものについて受理します。

#### (2) 申請用紙

申請用紙は当館で交付するほか、島津アリーナ京都(京都府立体育館)ホームページからもダウンロードできます。

#### (3) 会議室の申請

競技場の全面使用と併用して使用される会議室も併せて、仮申請できます。

会議室は、使用月の3箇月前の月末まで、変更を受け付けますので、必要と思われる部屋は、仮申請してください。

なお、会議室は、使用月の2箇月前の1日から、一般利用者からの使用申込を受け付けますので、変更、取消はできません。十分、注意してください。

#### (4) 大会要項の添付

当館で前年度に開催されていない大会等については、開催要項(案)を添付してください。趣旨、規模、ある程度の内容がわかる、簡単なもので結構です。年間調整の参考とさせていただきます。

### 5 仮決定

「年間調整」の結果、使用承認となった行事については、当該申請者に「仮決定通知書」を送付します。(通知時期・・・平成29年1月下旬予定)

仮決定後の辞退、使用内容の変更は、原則として認めません。辞退、変更であっても原則、使用料金が発生しますので、ご承知おきいただいたうえでの申請をお願いします。

## 6 仮決定後の使用承認申請

年間調整で「仮決定」の通知があった団体は、下記により島津アリーナ京都に来館のうえ、所定の申請書に必要事項を記入し、使用料を添えて使用承認申請してください。

なお、申請及び事前打ち合わせ等で来館されるときは、事前に当館に御連絡していただき、来館日程の調整をお願いします。

施設名及び使用時間区分	受付期間
競技場の全面使用 (会議室の併用使用を含む)	平成29年4月分から8月分までについては、平成29年2月16日から使用の日の10日前まで受け付けます。9月分以降については、6か月前の1日から使用の日の10日前まで受け付けます。

- (1) 各団体の担当者は、大会等に使用する附属設備やスケジュール等を確認するため、必ず事前に当館と打ち合わせをしていただくようお願いします。  
打合せ時期は、概ね2箇月前としますが、大会ごとに館の打合せ担当者を決めておりますので、事前に当館に連絡していただき、打合せ担当者と打合せ日程を調整した上で、来館してください。  
特に、有料事業や仮設物が必要となる催物は、消防・警察等の関係機関の許可が必要ですので、「行事实施計画書」、「館内行為申請書」等により当館の承諾を得てください。
- (2) 催物の広告・宣伝、入場券等の発売を行う場合は、これらの行為を行う前に申請してください。
- (3) 自動車での来館者が多数となることが予想される場合は、あらかじめ駐車可能台数、整理要員等について、(1)の事前打ち合わせの際に当館と相談の上、主催者から参加予定者に駐車規制等の通知を徹底してください。
- (4) 仮決定後については、特段の指示がない限り、使用取り消しはできませんので、御了承願います。なお、会議室は、使用月の2箇月前の1日以降は、使用取り消しはできませんので、御了承願います。

## 7 館内行為

体育館敷地内において、館内行為(物品の販売、立て看板等の掲示、募金活動等)を行われるときは、原則、開催日の10日前までに、決められた様式により申請して、館長の承認を得ていただく必要があります。申請内容の追加、変更等は受け付けません。

館内行為のうち、企業広告と物品販売スペースの設置は、平成26年7月14日から有料となりました。詳しくは、当館にお問い合わせください。

## 8 その他

- (1) 使用時間区分は、次のとおりです。

区分	時間帯	摘要
午前の部	午前9時～正午	左記の時間帯には、会場準備、撤去に要する時間を含んでいません。
午後の部	午後1時～5時	
夜の部	午後6時～9時	

- (2) できるだけ多くの方に利用していただくために、同一団体の1か月間における使用回数を制限することがあります。
- (3) 使用料金表は、平成28年10月1日現在の金額です。

## 9 申請書提出及び問い合わせ先

島津アリーナ京都（京都府立体育館）  
〒603-8334 京都市北区大將軍鷹司町

・TEL (075)462-9191 FAX (075)462-9192

・執務時間 8:30～21:00(休館日を除く)

・ホームページ <http://www.kyoto-furitutaiikukan.jp>

・メールアドレス [taikukan@pref.kyoto.lg.jp](mailto:taikukan@pref.kyoto.lg.jp)